

令和3年6月1日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6件
（うちバッテリー（リチウムイオン、投光器用）1件、
脚立（はしご兼用、アルミニウム合金製）1件、
除湿乾燥機1件、携帯電話機（スマートフォン）1件、IH調理器1件、
換気扇1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：加藤、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

1. ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100148	令和3年5月18日	令和3年5月27日	バッテリー（リチウムイオン、投光器用）	火災	事業所で火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	島根県	
A202100149	令和2年12月15日	令和3年5月27日	脚立（はしご兼用、アルミニウム合金製）	重傷1名	使用者（70歳代）が当該製品を脚立状態で使用中、転倒し、胸を負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大事故として認識したのは令和3年5月25日
A202100150	令和3年5月16日	令和3年5月27日	除湿乾燥機	火災	当該製品のプラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202100151	令和3年3月28日	令和3年5月27日	携帯電話機（スマートフォン）	重傷1名	使用者が就寝したところ、当該製品が手に接触し、火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大事故として認識したのは令和3年5月21日
A202100152	令和3年5月9日	令和3年5月28日	IH調理器	火災	当該製品を使用中、当該製品を熔融する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	三重県	令和3年5月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100153	令和3年5月16日	令和3年5月28日	換気扇	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし